





表紙共 5枚

対馬駐屯地自家発電機保守点検役務

件名	対馬駐屯地自家発電機保守点検役務			図面番号	1 / 5
図名	表紙			作成年月日	R7.7.31
後方支援隊長	営繕班長	電気係長			作成者
					
所属	陸上自衛隊 対馬警備隊 後方支援隊				

仕 様 書

件名	対馬駐屯地自家発電機保守点検役務	作成日	令和 7年 7 月 31日
		所 属	対馬駐屯地後支隊営繕班
		作成者	防衛技官 高橋 侑 聖

- 1 総 則
本仕様書は、「対馬駐屯地自家発電機保守点検役務」について適用する。
- 2 内 容
(1) 対馬駐屯地自家発電機の法令で定められている6ヶ月点検及び1年点検を実施する。
(6ヶ月点検：2四半期 1年点検：4四半期)

3 実施場所
長崎県対馬市厳原町棧原38 陸上自衛隊 対馬駐屯地

4 点検機器

メーカー	規 格	出 力	数 量
株式会社 明電舎	形 式：Z XK312HB 機関形式：SAG6D125 機関番号：120772	300KVA	1

- 5 一般事項
- (1) 本保守点検は、国土交通省大臣官房官庁営繕部慣習「建築保全業務共通仕様書 最新版」による。
 - (2) 本保守点検に使用する材料は、全て担当官の検査を受けた合格品のみを使用すること。
 - (3) 請負者は保守点検実施にあたり、仕様書及び現地において、相違・疑義あるいは不明な点が生じた場合は、担当官と協議しその指示に従うこと。
 - (4) 請負者は保守点検実施にあたり、本保守点検以外の他の部位を汚破損した場合は、請負者の責任により原形に復旧すること。
 - (5) 請負者は保守点検実施にあたり、安全管理に留意すると共に保守点検終了後は現場の整理整頓、清掃を実施すること。
 - (6) 保守点検に際して、本仕様書に明記なき事項についても施工上当然処置すべき事項は、請負者の負担で実施すること。
 - (7) 保守点検の作業写真は、着工前、使用材料、各工程、着工後及び担当官の指示するところを撮影し、A4カラーの写真帳に整理したものを担当官に提出すること。
 - (8) 入出門、物品の搬入、搬出、提出書類は部隊で定めた規則に従うこと。
 - (9) 本保守点検に使用する電気、水については請負者側で準備すること。
 - (10) 本保守点検実施の際は、十分な安全対策を講じ、常に注意を怠らないこと。万が一事故が発生した場合は、速やかに担当官に報告及び対処すること。また、災害事故・破損発生等については、全て請負業者責任とし、官側としての補償は、一切行わない。
 - (11) 発生材で、廃油、クーラント等は請負者処分としマニフェストE票の写しを提出すること。

6 特記事項

(1) 保守点検項目（詳細はメーカー点検整備表による）

- ア エンジン関係点検
- イ 蓄電池関係点検
- ウ 発電機部点検
- エ 絶縁抵抗測定

下記計測箇所にて絶縁抵抗測定を実施すること。

(確認対象は○表記箇所とする。)

測定箇所	絶縁抵抗値【MΩ】	
	主回路～ 大地間	主回路～ 線間
主回路52G 1次側	○	-
主回路52G 2次側	○	○
主機界磁巻線	○	-
励磁回路 J. K	○	-
制御電源	○	-
遮断器操作電源	○	-
変圧器1次	○	-
変圧器2次	○	-
冷却水ヒーター	○	-
充電器 入力	○	-
充電器 入力～出力	○	-
充電器 出力	○	-

オ 始動・停止点検

①手動始動試験

始動操作から始動・電圧確立・表示点灯までの時間を計測すること。

②手動停止試験

停止操作から完全停止・停止復帰までの時間を計測すること。

③自動始動試験

模擬信号により停電から始動・電圧確立・遮断器投入までの時間を計測すること。

④自動停止試験

模擬信号により復電から遮断器開放・停止命令・完全停止・停止復帰までの時間を計測すること。

カ 保護装置試験（継電器試験含む）

(ア)保護連動試験

下記表のとおり保護装置が正常に動作することを確認すること。

（確認対象は○表記箇所とする。）

保護項目				機関停止	遮断器解放
対象	項目	故障項目	器具番号		
重故障	1	潤滑油油圧低下	63Q	○	○
	2	冷却水温度上昇	26W	○	○
	3	過回転	12	○	○
	4	始動渋滞	48	○	-
	5	緊急停止	5E	○	○
	6	過電圧	59G	○	○
	7	不足電圧	27G	○	○
	8	燃料最低油量	33QLL	○	○
	9	CPU異常	CPUER	-	○
中故障	10	過電流	51G	-	○
軽故障	11	地絡過電圧	64GF	-	-
	12	補機故障	30A	-	-
	13	蓄電池異常	26B	-	-
	14	充電器故障	CHF	-	-
	15	燃料油面低下	33QL	-	-

(イ)保護継電器試験（シートパネル内蔵型）

下記保護継電器の動作確認を実施すること。（動作値及び動作時間）

- ①過電圧 59G
- ②不足電圧 27G
- ③過電流 51G
- ④地絡過電圧 64G
- ⑤速度 12G

キ 交換部品

1年点検に伴い下記の部品の交換を実施すること。

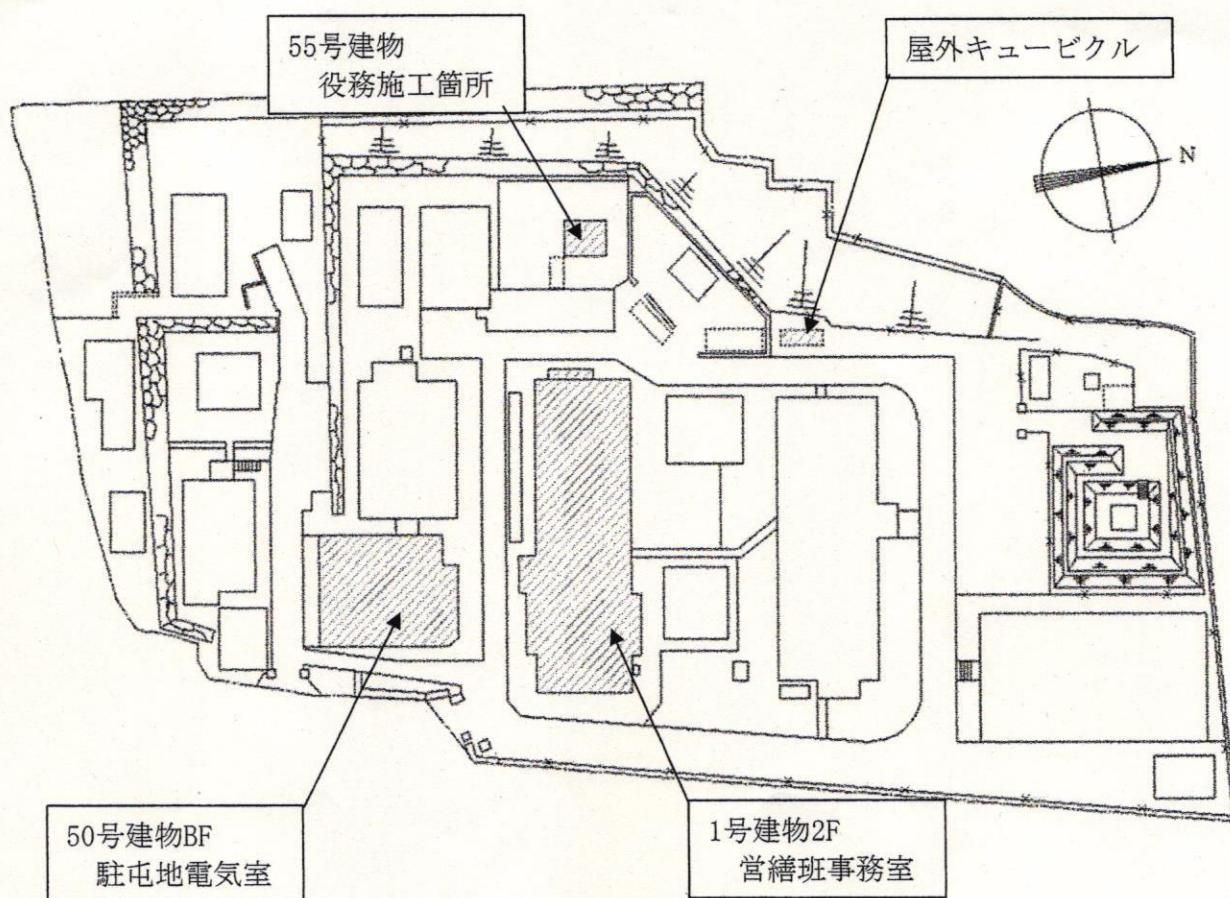
品目	数量	
ガスケット（ボンネットカバー）	個	6
ラバー（ボンネットカバー）	個	24
オイルフィルター	個	1
燃料フィルター（カートリッジ）	個	2
Oリング（サーモバイパス）	個	1
ガスケット（サーモバイパス）	個	1
ガスケット（サーモケース）	個	1
ガスケット（サーモ出口）	個	1
潤滑油	ℓ	55
冷却水不凍液	ℓ	12

ク 制御盤・電気品関係点検

項目	内容	ポイント
入力電圧測定 ※機器使用	入力電圧値を測定する。	定格範囲内
ヒーター電流測定 ※機器使用	ヒーター電流値を測定する。	定格値以外は調整
校正ガス作成	校正ガスを作成する。	ガス種・濃度
ゼロ（ベース）調整	指示計の指示値がゼロ又はベースであることを確認する。	ゼロ・ベース値
スパン調整	検知部に校正ガスを導入して指示値が安定するのを待つ。	校正ガス濃度値
応答速度測定・再現性確認	警報設定値の1.6倍濃度ガスを検出部に導入し、警報（ランプ点灯やブザー鳴動）が発するまでの時間を測定する。 (警報の発報後、指示値が安定するのを待つこと。)	可燃性ガス：30秒以内 毒性ガス：1分以内 校正ガス濃度値付近

(2) その他

- ア 今後交換が発生する部品等があれば、見積書を作成し監督官に提出すること。
- イ 保守点検終了後、点検結果報告書（6ヶ月点検及び1年点検）を作成し監督官に提出すること。



対馬駐屯地 配置図 S=1/1,200